

令和二年四月一日付け広島県報（号外）第十五号で公表した広島県監査委員監査基準の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十八条の四第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年四月一日

同	同	同	広島県監査委員
川	奥	桑	緒
上		木	方
俊	兆	良	直
幸	生	典	之

変更後	変更前
<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一一四 (略)</p> <p>五 例月出納検査(法第235条の2第1項) <u>会計管理者及び地方公営企業法の適用を受ける企業の管理者(管理者を置かない事業は、管理者の権限を行う知事)</u>(以下「会計管理者等」という。)の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p> <p>六一八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一一四 (略)</p> <p>五 例月出納検査(法第235条の2第1項) <u>会計管理者、公営企業の管理者及び病院事業の管理者</u>(以下「会計管理者等」という。)の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p> <p>六一八 (略)</p> <p>2 (略)</p>